

# 不動産特定共同事業・業務管理者になるための能力の審査・証明事業 能力証明発行申請書の受付期間、証明書発行時期について

不動産証券化協会は、2025年4月適用の制度改正により、希望するマスター資格者に対し、年に4回、不動産特定共同事業・業務管理者になるための能力を有することの証明書を発行するための実務経験審査を実施いたします（経過措置については下枠参照）。この審査を受けるためには、所定の様式にて、実務経験証明書を含む申請書一式の提出が必要となります。詳細は、「業務管理者としての能力証明発行申請に関するご案内」（PDFファイル）にてご確認ください。

本件に関するマスター資格制度改革適用については経過措置があります。経過措置の対象の方は、指定の期限まで、ARES CAMPUSマイページ内で発行できる「資格認定証明書」が業務管理者になるための能力証明書になりますので、改めて実務経験審査を受ける必要はありません。但し、経過措置期間の満了する時期に業務管理者としての能力証明書が必要となる場合には、早めに新制度における能力証明書の発行申請を行ってください（経過措置期間中の申請も可能です）。

なお、各々の経過措置期間満了前に、「資格認定証明書」により業務管理者としての能力の証明を受けて、業務管理者である場合において、経過措置期間満了により現在の業務管理者としての資格を直ちに失うものではありません。経過措置満了後に別の事業者の業務管理者になる場合等（別の申請・届出等が必要な場合）には、新制度における実務経験審査を経て業務管理者としての能力証明書の発行を新たに受けていただくことが必要になります。

※経過措置適用の期限は新規認定年度別に設定されています。上記PDF又はマスター資格制度Webサイト掲載のご案内にてご確認ください。

申請書受付期限	証明書発行時期
2026年1月21日～2026年3月20日	2026年4月末予定
2026年4月1日～2026年6月25日	2026年7月末予定
2026年6月25日～2026年10月20日	2026年11月末予定
2026年10月21日～2027年1月20日	2027年2月末予定
2027年1月21日～2027年3月18日	2027年4月末予定

※申請書の到着後に書類の提出漏れが発覚した場合や、明らかに実務経験の内容の記載などが不足しているような場合には、再提出や追加の資料提出をお願いする場合があります。

※申請書類（追加依頼分を含む）が揃っている方のみ、実務経験審査を実施します。